

令和3年度 住宅安心リフォーム支援事業補助金

交付までの流れ

【交付申請～補助金支払いまで】

申請者【様式第1～3号※】

補助金交付申請を行ってください。※様式第3号は必要な場合のみ
受付は先着順です。

受付開始：令和3年4月1日(木)～12月28日(火)

交付申請書に必要書類を添えてまちづくり課までご提出ください。



**※予定戸数に達した時点で
受付終了とします。**

交付決定・着手

書類審査等の後、交付の可否や交付決定金額について
補助金交付決定通知書を郵送にて通知します。

補助金交付決定通知書を受け取った後、工事に着手してください。



**令和4年3月15日までに
工事を完了してください。**

工事完了・実績報告【様式第13号】

**工事が完了した日から30日以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までに
実績報告書に必要書類を添付して提出してください。**

提出された書類を審査し、お住まいの住宅へ現地調査にお伺いします。

書類審査及び現地調査の結果、適当であると認めるときは補助金の額を確定し
補助金の額の確定通知書を郵送いたします。



補助金支払い【様式第15号】

補助金の額の確定通知書を受け取った方は、補助金請求書に補助金の額の
確定通知書の写しを添えて、まちづくり課に提出してください。

市から、指定口座に補助金をお支払いします。